

平成28年度事業計画書

平成28年1月1日から平成28年12月31日まで

公1 助成事業〈定款上の根拠／第4条第1項第1号〉

ボランティア活動や福祉活動に助成し地域社会の振興及び地域福祉の振興促進を図る事業

総事業費 6,649万3,000円（うち支払助成金 3,600万円）

1. 趣旨

ボランティア活動や福祉活動等の事業に対する助成を通じ、市民参加型福祉の促進と地域振興をはかり、障害者等の社会的に弱い立場におかれている方々にやさしく明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的とする。

2. 事業内容

ア 地域福祉振興助成

障害者等を支援する福祉活動団体、ボランティア活動団体に対して、公募によって申請のあった事業について、必要資金の全部又は一部を助成する。

【助成額等】

- 助成総額 2,000万円～2,400万円（予定額）
ただし被災地復興助成とあわせた全体の助成総額は3,600万円とし、配分は実際の申込状況等により変動するものとする。
- 1件あたりの上限額 100万円
- 助成率 助成対象費用の80%
- 助成予定件数 25件

【助成の具体例】

- 就労継続支援A型事業所の製菓材料・製品運搬の専用車両購入費
- 医療的ケアが必要な障害者の多機能型施設で使用する備品購入費
- 知的障害者への高等教育の実践と効果に関する調査研究費
- セルフヘルプグループの活動を周知する講演会の企画開催費
- 精神障害者を対象とした生活訓練施設内の改修工事費
- 放課後等デイサービス事業所を開設するための活動運営費

【募集回数】

1回

【平成27年度実績】

助成総額 2,471万円 助成件数 25件

イ 被災地復興助成

日本国内の自然災害等で甚大な被害を受けた被災地における障害者等の生活、地域福祉の復旧、復興に取り組むボランティア団体、福祉活動団体に対して、公募によって申請のあった事業について、必要資金の全部又は一部を助成する。平成28年度も引き続き、特に東日本大震災の被災地域に重点を置く。

【助成額等】

- 助成総額 1,200万円～1,600万円（予定額）
ただし地域福祉振興助成とあわせた全体の助成総額は3,600万円とし、配分は実際の申込状況等により変動するものとする。
- 1件あたりの上限額 施設整備助成：300万円、活動助成：50万円
- 助成率 助成対象費用の100%
- 助成予定件数 12件

【助成の具体例】

- 被災地の福祉避難所としても機能する障害者通所事業所の新築工事費
- 被災地で障害者通所事業所を開設するための改修工事費
- 被災地の障害者通所事業所の空調設備工事費
- 被災地で就労継続支援B型事業所のパン工房を開設するための機材購入費
- 被災地の就労継続支援B型事業所による野外アートイベントの企画開催費

【募集回数】

1回

【平成27年度実績】

助成総額 1,337万円 助成件数 7件

3. 募集方法

当法人のホームページへ掲載するほか、社会福祉協議会等の地域福祉関連施設・団体等を通じてチラシなどを配布して公募する。

また、本年度より段階的にウェブ申請システムを導入する。

4. 選考方法

すべての応募について当法人設置の選考委員会に諮り、選考基準及び年間予算額に則り、助成先及び助成額を決定する。

5. 選考結果及び助成実績

選考結果は、個人情報を除き当法人のホームページで公表する。また、助成事業の実績を掲載した小冊子を毎年作成し、希望者に無償で配布する。

公2 施設貸与事業〈定款上の根拠／第4条第1項第2号及び第3号〉

建物等を活用し地域社会の振興及び地域福祉の促進を図る事業

事業収益 9,332 万円
総事業費 1 億 5,574 万 1,000 円

1. 趣 旨

公共の保健福祉事業及びボランティア活動や福祉活動等に対する建物等の貸与や地域イベントの開催等、当法人が保有する建物を活用することを通じ、市民参加型福祉の促進と地域振興をはかり、障害者等の社会的に弱い立場におかれている方々にやさしく明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的とする。

2. 事業内容

ア 芦屋市保健福祉センター事業（芦屋市の保健福祉施設の用に供する建物及び設備等の貸与）
本事業は、芦屋市に対し「保健福祉センター事業」に使用する建物等を貸与することによって、不特定多数の市民の地域福祉の促進に寄与し、当法人の目的である障害者等社会的弱者にやさしい、明るく住みやすい地域社会の創造に資するものである。

【施 設】

芦屋市保健福祉センター（鉄筋コンクリート造 4 F 建 使用面積 8,397.35 m²）
（兵庫県芦屋市呉川町14-9）

【芦屋市保健福祉センターの具体的機能】

- 保健センター
子育て支援・各種健診 等
- 福祉センター
障害者相談支援・高齢者生活支援・介護予防・権利擁護・水浴訓練・
ボランティア活動支援 等
- 歯科センター
休日歯科応急診療・障害者歯科診療・歯の無料相談と健診

【賃 料】

- 月額賃料（1月～3月） 7,632,621 円
- 月額賃料（4月～12月） 7,804,458 円
- 平成28年度家賃収益 93,137,985 円

※1 月額賃料は次の計算式で算出する。（土地評価額×0.004+建物評価額×0.006）×使用面積比率+消費税

※2 平成27年4月改定の固定資産評価額により、平成28年4月より家賃を改定する。

イ 木口記念会館事業（会議室、ホール等の貸与）

本事業は、障害者を支援するボランティア活動、福祉活動や、その他地域福祉の向上を目的とした利用に対して、当法人が取得、建設した施設（木口記念会館）のホールや会議室等を無料又は低価で貸与する。なお、公益目的以外の利用には貸与しない。

【施設】

木口記念会館（鉄筋コンクリート造4F建 床面積2,820.7㎡）
（兵庫県芦屋市呉川町14-10）

【利用の具体例】

- 障害者を対象とした就労支援のための講座
- 特別支援学校生徒および障害児者による美術作品の展覧会
- 進路を探す障害者のための障害者福祉事業所の合同説明会の開催
- 各地の障害者団体の意見交換会
- 障害児の家族を対象にした療育講座

【利用料金】

会議室、ホール等を利用するものは、当法人が定めた使用料金を支払うものとする。ただし、障害者を支援するボランティア活動及び福祉活動を目的に利用する場合は料金を全額免除し、その他の地域福祉の向上を目的に利用する場合は料金の半額を免除する。利用料金減免は事前に申請を受け付け適用する。

【利用受付】

利用日の2カ月前（大会議室及び多目的ホールは6カ月前）から受け付ける。また、障害者を支援するボランティア活動、福祉活動を目的に利用する場合やその他地域福祉活動の向上を目的に利用する場合は、利用日の3カ月前（大会議室及び多目的ホールは7カ月前）から受け付ける。なお、営利目的での利用は受け付けない。

【公益目的利用の促進】

会館の公益目的利用の促進にあたっては、ニュースレター「木口記念会館だより」を3カ月に1回発行し、会館に備え付ける他、無償で障害者団体やボランティア市民団体等に送付する。

平成27年度実績

発行日	3月31日	6月1日	9月3日	12月1日
発行部数	400部	400部	400部	450部
郵送部数	328部	350部	368部	371部

【貸与の日数等】

平成27年度実績（予定を含む）

利用料区分	全額免除	半額免除	減免なし	合計
延べ利用日数	249日	101日	0日	350日

ウ イベント事業（地域振興及び地域福祉促進のためのイベント開催）

本事業は、当法人が所有する建物を活用して、地域社会の振興と地域福祉の促進を目的に各種イベントを開催する。

【実施場所】

木口記念会館及び芦屋市保健福祉センター

【実施内容】

（１）春のアート展

当法人の主催で、障害者と地域住民の交流を目的にアート展を開催する。

主な内容

障害者のアート作品の展示

障害者団体やボランティア市民団体によるバザー・模擬店 等

開催時期及び期間 4月下旬（1日）

参加申込 不要（参加無料）

前期実績 平成27年4月28日（火）10時～16時（参加97名）

（２）あしや保健福祉フェア

当法人と芦屋市の共催で、保健福祉をテーマとしたフェアを開催する。

主な内容

シンポジウム・講演会・啓発ビデオ上映会・パネル展・写真展・

体験コーナー・相談コーナー、バザー、模擬店 等

開催時期及び期間 7月下旬（1日）

参加申込 不要（参加無料）

前期実績 平成27年7月25日（土）10時～17時（参加延べ6,600名）

（３）ひょうごボランタリースクエア21「市民活動団体交流の集い」

当法人の主催で、障害者団体、ボランティア・市民活動団体の関係者を対象に意見交流会を開催する。

主な内容

各地のボランティア・市民活動団体の活動紹介と意見交流

開催時期及び期間 10月下旬（1日）

参加申込 要（参加無料）

前期実績 平成27年10月24日（土）13時～16時（参加36団体70名）

以上